

水質汚濁に係る農薬登録保留基準値（案）

今回基準値の改正及び設定を行う水質汚濁に係る農薬登録保留基準値（案）は次のとおりです（農薬登録保留基準については参考1を参照）。

農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第4号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成20年7月環境省告示第60号）を改正し、農薬の成分の公共用水域における水質汚濁予測濃度について別添のとおり基準値の改正及び新規設定をします。

なお、改正及び新たに設定する基準値は当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

別添

○水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を改正する件 新旧対照条文（抜粋）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
(略)	(略)
農 薬 の 成 分	農 薬 の 成 分
(略)	(略)
(1RS, 5RS; 1RS, 5SR) - 5 - (4-クロロベンジル) - 2, 2-ジメチル-1-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル) シクロペンタノール (別名メトコナゾール)	(1RS, 5RS; 1RS, 5SR) - 5 - (4-クロロベンジル) - 2, 2-ジメチル-1-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル) シクロペンタノール (別名メトコナゾール)
基準値	基準値
(略)	(略)
<u>0.05mg/1</u>	0.1mg/1
(略)	(略)
メチル = (2E) - 3-メトキシ-2- { 2- [6- (トリフルオロメチル) - 2-ピリジルオキシメチル] フェニル } アクリラート (別名ピコキシストロビン)	(略)
基準値	(略)
<u>0.12mg/1</u>	(略)
(略)	(略)
3-メトキシカルボニルアミノフェニル = 3-メチルカルバニラート又はメチル = 3- (3-メチルカルバニロイルオキシ) カルバニラート (別名フェンメディファム)	(略)
基準値	(略)
<u>0.12mg/1</u>	(略)